

茨城工業高等専門学校産学連携センター規則

令和7年2月19日
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校学則第11条に規定する内部組織として設置する、産学連携センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学外との学術交流の推進を図るとともに、地域産業界等との連携及び交流を推進し、もって本校の教育研究活動の活性化及び地域産業界等の発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究推進に関すること
- (2) 競争的資金に関すること
- (3) 企業等との連携に関すること
- (4) 企業との共同研究等の実施支援に関すること
- (5) 産学連携施策の企画及び広報（研究シーズ・研究成果の公開等）に関すること
- (6) 企業等からの寄附に関すること
- (7) 技術相談に関すること
- (8) 知的財産に関すること
- (9) 計測・分析機器等の共同利用設備の管理及び整備計画に関すること
- (10) その他センターの目的達成に必要な業務に関すること

(センター長)

第4条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、教授又は准教授をもって充てる。

3 センター長は、副校長（研究・産学官連携）との連絡を密にし、センターの業務を掌理する。

4 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第5条 センターに副センター長を置く。

2 副センター長は、教員をもって充てる。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長不在の場合は、その職務を代行する。

4 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第6条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長

(2) 副センター長

(3) センター員

2 前項に掲げる者は、校長が任命する。

(審議機関)

第7条 センターの運営に関する事項については、研究・産学官連携委員会において審議する。

2 研究・産学官連携委員会については、茨城工業高等専門学校研究・産学官連携委員会規則の規定による。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和7年2月19日制定）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月25日一部改正）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。